手　術

厚労省告示57号別表第一
P278～286

改定後

第５款　耳鼻咽喉

区分

（外耳）

Ｋ２８５～Ｋ２８８　（略）

Ｋ２８９　耳茸（じょう）摘出術　1,150点

Ｋ２９０～Ｋ２９９　（略）

（中耳）

Ｋ３００　（略）

Ｋ３０１　鼓室開放術　8,370点

Ｋ３０２　上鼓室開放術　15,110点

Ｋ３０３　（略）

Ｋ３０４　乳突洞開放術（アントロトミー）　15,500点

Ｋ３０５～Ｋ３０９　（略）

Ｋ３１０　乳突充填術　8,590点

Ｋ３１１　（略）

Ｋ３１２　鼓膜鼓室肉芽切除術　3,470点

Ｋ３１３～Ｋ３２０－２　（略）

（内耳）

Ｋ３２１～Ｋ３２８－３　（略）

（鼻）

Ｋ３２９～Ｋ３３７　（略）

Ｋ３３８　鼻甲介切除術

1　高周波電気凝固法によるもの　1,240点

2　その他のもの　3,810点

Ｋ３３８－２　（略）

Ｋ３３９　粘膜下下鼻甲介骨切除術　4,890点

Ｋ３４０　鼻茸（じょう）摘出術　1,500点

Ｋ３４０－２～Ｋ３４０－７　（略）

Ｋ３４１　上顎洞性後鼻孔ポリープ切除術　1,730点

Ｋ３４２・Ｋ３４３　（略）

改定前

第５款　耳鼻咽喉

区分

（外耳）

Ｋ２８５～Ｋ２８８　（略）

Ｋ２８９　耳茸（じょう）摘出術　1,000点

Ｋ２９０～Ｋ２９９　（略）

（中耳）

Ｋ３００　（略）

Ｋ３０１　鼓室開放術　7,280点

Ｋ３０２　上鼓室開放術　13,140点

Ｋ３０３　（略）

Ｋ３０４　乳突洞開放術（アントロトミー）　13,480点

Ｋ３０５～Ｋ３０９　（略）

Ｋ３１０　乳突充填術　7,470点

Ｋ３１１　（略）

Ｋ３１２　鼓膜鼓室肉芽切除術　3,020点

Ｋ３１３～Ｋ３２０－２　（略）

（内耳）

Ｋ３２１～Ｋ３２８－３　（略）

（鼻）

Ｋ３２９～Ｋ３３７　（略）

Ｋ３３８　鼻甲介切除術

1　高周波電気凝固法によるもの　1,080点

2　その他のもの　3,320点

Ｋ３３８－２　（略）

Ｋ３３９　粘膜下下鼻甲介骨切除術　4,260点

Ｋ３４０　鼻茸（じょう）摘出術　1,310点

Ｋ３４０－２～Ｋ３４０－７　（略）

Ｋ３４１　上顎洞性後鼻孔ポリープ切除術　1,510点

Ｋ３４２・Ｋ３４３　（略）

担当；保富

担当；和田

改定後

Ｋ３４３－２　経鼻内視鏡下鼻副鼻腔悪性腫瘍手術

１　頭蓋底郭清、再建を伴うもの　110,950点
２　その他のもの　60,000点

Ｋ３４４～Ｋ３４７－７　（略）

Ｋ３４７－８　内視鏡下鼻中隔手術Ⅲ型（前彎矯正術）
29,680点

Ｋ３４７－９　内視鏡下鼻中隔手術Ⅳ型（外鼻形成術）
46,070点

（副鼻腔）

Ｋ３４８及びＫ３４９～Ｋ３５１　（略）

Ｋ３５２　上顎洞根治手術　9,180点

Ｋ３５２－２　鼻内上顎洞根治手術　3,820点

Ｋ３５２－３　（略）

Ｋ３５３　鼻内篩骨洞根治手術　5,750点

Ｋ３５４からＫ３５６まで・Ｋ３５６－２　（略）

Ｋ３５７　鼻内蝶形洞根治手術　4,390点

Ｋ３５８からＫ３６２まで　削除

Ｋ３６２－２　（略）

Ｋ３６３　削除

Ｋ３６４～Ｋ３６６　（略）

（咽頭、扁桃）

Ｋ３６７～Ｋ３８２－２　（略）

（喉頭、気管）

Ｋ３８３　（略）

Ｋ３８４　喉頭膿瘍切開術　2,460点

Ｋ３８４－２　深頸部膿瘍切開術　5,520点

改定前

Ｋ３４３－２　経鼻内視鏡下鼻副鼻腔悪性腫瘍手術（頭蓋底郭清、再建を伴うもの）　110,950点

（新設）

（新設）

Ｋ３４４～Ｋ３４７－７　（略）

（新設）

（新設）

（副鼻腔）

Ｋ３４８及びＫ３４９～Ｋ３５１　（略）

Ｋ３５２　上顎洞根治手術　7,990点

Ｋ３５２－２　鼻内上顎洞根治手術　3,330点

Ｋ３５２－３　（略）

Ｋ３５３　鼻内篩骨洞根治手術　5,000点

Ｋ３５４からＫ３５６まで・Ｋ３５６－２　（略）

Ｋ３５７　鼻内蝶形洞根治手術　3,820点

Ｋ３５８　上顎洞篩骨洞根治手術　11,310点

Ｋ３５９　前頭洞篩骨洞根治手術　11,290点

Ｋ３６０　篩骨洞蝶形洞根治手術　11,290点

Ｋ３６１　上顎洞篩骨洞蝶形洞根治手術　12,630点

Ｋ３６２　上顎洞篩骨洞前頭洞根治手術　14,110点

Ｋ３６２－２　（略）

Ｋ３６３　前頭洞篩骨洞蝶形洞根治手術　13,440点

Ｋ３６４～Ｋ３６６　（略）

（咽頭、扁桃）

Ｋ３６７～Ｋ３８２－２　（略）

（喉頭、気管）

Ｋ３８３　（略）

Ｋ３８４　喉頭膿瘍切開術　2,140点

Ｋ３８４－２　深頸部膿瘍切開術　4,800点

担当；和田

担当；花澤

DPC/PDPSの算定対象とならない患者（新規保険収載技術実施患者）

➢ 診療報酬改定において新たに保険収載される手術等について、包括評価の可否が可能となるデータが集まる次回改定までの間は、当該入院については出来高算定としている。

該当する新規手術等

Ｄ４１２－３　経頸静脈的肝生検
Ｋ０１３－３　自家皮膚非培養細胞移植術
Ｋ０２２－３　慢性膿皮症手術
Ｋ０５３－２　骨悪性腫瘍、類骨骨腫及び四肢軟部腫瘍ラジオ波焼灼療法（一連として）
Ｋ０５５－４　大腿骨遠位骨切り術
Ｋ０６９－４　関節鏡下半月板制動術
Ｋ０７６－３　関節鏡下肩関節授動術（関節鏡下肩腱板断裂手術を伴うもの）
Ｋ０７７－２　肩甲骨烏口突起移行術
Ｋ０８０－５　関節鏡下肩関節唇形成術　３　関節鏡下肩甲骨烏口突起移行術を伴うもの
Ｋ０８２－７　人工股関節置換術（手術支援装置を用いるもの）
Ｋ１４７－３　緊急穿頭血腫除去術
Ｋ１７６－２　脳硬膜血管結紮術
Ｋ１９６－６　末梢神経ラジオ波焼灼療法（一連として）
Ｋ２５９－３　ヒト羊膜基質使用自家培養口腔粘膜上皮細胞移植術
Ｋ２７１　毛様体光凝固術　１　眼内内視鏡を用いるもの
Ｋ３４３－２　経鼻内視鏡下鼻副鼻腔悪性腫瘍手術　２　その他のもの
Ｋ３４７－８　内視鏡下鼻中隔手術Ⅲ型（前彎矯正術）
Ｋ３４７－９　内視鏡下鼻中隔手術Ⅳ型（外鼻形成術）
Ｋ４７６－５　乳腺悪性腫瘍ラジオ波焼灼療法（一連として）
Ｋ５０８－４　気管支バルブ留置術
Ｋ５１４－２　胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術　５　肺全摘
Ｋ５１４－７　肺悪性腫瘍及び胸腔内軟部腫瘍ラジオ波焼灼療法（一連として）
Ｋ５２９－５　喉頭温存頸部食道悪性腫瘍手術（消化管再建手術を併施するもの）
Ｋ５４４　心腫瘍摘出術、心腔内粘液腫摘出術　１　単独のもの　イ　胸腔鏡下によるもの
Ｋ５４８　経皮的冠動脈形成術（特殊カテーテルによるもの）　３　アテローム切除アブレーション式血管形成術用カテーテルによるもの
Ｋ５７３　心房中隔欠損作成術　１　経皮的心房中隔欠損作成術　ロ　スタティック法
Ｋ５７４－４　胸腔鏡下心房中隔欠損閉鎖術
Ｋ６１５　血管塞栓術（頭部、胸腔、腹腔内血管等）　３　門脈塞栓術（開腹によるもの）
Ｋ６３５－４　腹腔鏡下連続携行式腹膜灌流用カテーテル腹腔内留置術
Ｋ６４５－２　腹腔鏡下骨盤内臓全摘術
Ｋ６４５－３　骨盤内悪性腫瘍及び腹腔内軟部腫瘍ラジオ波焼灼療法（一連として）
Ｋ６５６－２　腹腔鏡下胃縮小術　２　スリーブ状切除によるもの（バイパス術を併施するもの）
Ｋ７００－４　腹腔鏡下膵中央切除術
Ｋ７７３－７　腎悪性腫瘍ラジオ波焼灼療法（一連として）
Ｋ７９８３　膀胱結石、異物摘出術　レーザーによるもの
Ｋ８０９－４　腹腔鏡下膀胱尿管逆流手術（膀胱外アプローチ）
Ｋ８２１－４　尿道狭窄グラフト再建術
Ｋ８３０－３　精巣温存手術
Ｋ８３６－３　腹腔鏡下停留精巣内精巣動静脈結紮術
Ｋ８４１－７　経尿道的前立腺水蒸気治療
Ｋ８４１－８　経尿道的前立腺切除術（高圧水噴射システムを用いるもの）
Ｋ８７２－３　子宮鏡下有茎粘膜下筋腫切出術、子宮内膜ポリープ切除術　２　組織切除回収システム利用によるもの

改定後

Ｋ３８５～Ｋ３９１　（略）
Ｋ３９２　喉頭蓋切除術　3,660点
Ｋ３９２－２～Ｋ４００　（略）
Ｋ４０１　気管口狭窄拡大術　3,090点
Ｋ４０２～Ｋ４０３－２　（略）
第６款　顔面・口腔・頸部
区分
（歯、歯肉、歯槽部、口蓋）
Ｋ４０４～Ｋ４０７－２　（略）
（口腔前庭、口腔底、頬粘膜、舌）
Ｋ４０８～Ｋ４２０　（略）
（顔面）
Ｋ４２１～Ｋ４２６－２　（略）
（顔面骨、顎関節）
Ｋ４２７～Ｋ４３１　（略）
Ｋ４３２　上顎骨折非観血的整復術　1,800点
Ｋ４３３～Ｋ４４１　（略）
Ｋ４４２　上顎骨悪性腫瘍手術
１　掻爬　10,530点
２・３　（略）
Ｋ４４３～Ｋ４４５－２　（略）
Ｋ４４６　顎関節授動術
１　徒手的授動術
イ・ロ　（略）
ハ　関節腔洗浄療法を併用した場合　2,760点
２　顎関節鏡下授動術　12,090点
３　（略）
Ｋ４４７　（略）

改定前

Ｋ３８５～Ｋ３９１　（略）
Ｋ３９２　喉頭蓋切除術　3,190点
Ｋ３９２－２～Ｋ４００　（略）
Ｋ４０１　気管口狭窄拡大術　2,690点
Ｋ４０２～Ｋ４０３－２　（略）
第６款　顔面・口腔・頸部
区分
（歯、歯肉、歯槽部、口蓋）
Ｋ４０４～Ｋ４０７－２　（略）
（口腔前庭、口腔底、頬粘膜、舌）
Ｋ４０８～Ｋ４２０　（略）
（顔面）
Ｋ４２１～Ｋ４２６－２　（略）
（顔面骨、顎関節）
Ｋ４２７～Ｋ４３１　（略）
Ｋ４３２　上顎骨折非観血的整復術　1,570点
Ｋ４３３～Ｋ４４１　（略）
Ｋ４４２　上顎骨悪性腫瘍手術
１　掻爬　9,160点
２・３　（略）
Ｋ４４３～Ｋ４４５－２　（略）
Ｋ４４６　顎関節授動術
１　徒手的授動術
イ・ロ　（略）
ハ　関節腔洗浄療法を併用した場合　2,400点
２　顎関節鏡下授動術　10,520点
３　（略）
Ｋ４４７　（略）

担当；花澤

改定後	改定前	
（唾液腺） Ｋ４４８・Ｋ４４９　（略） Ｋ４５０　唾石摘出術（一連につき）	（唾液腺） Ｋ４４８・Ｋ４４９　（略） Ｋ４５０　唾石摘出術（一連につき）	
１　（略） ２　深在性のもの　4,330点 ３　（略） 注　（略） Ｋ４５１～Ｋ４６０　（略） （甲状腺、副甲状腺（上皮小体）） Ｋ４６１～Ｋ４６５　（略） （その他の頸部） Ｋ４６６～Ｋ４７１　（略）	１　（略） ２　深在性のもの　3,770点 ３　（略） 注　（略） Ｋ４５１～Ｋ４６０　（略） （甲状腺、副甲状腺（上皮小体）） Ｋ４６１～Ｋ４６５　（略） （その他の頸部） Ｋ４６６～Ｋ４７１　（略）	担当；花澤

麻　酔

厚労省告示57号別表第一

P85

区分 Ａ４００　短期滞在手術等基本料 １　短期滞在手術等基本料１（日帰りの場合） イ　主として入院で実施されている手術を行った場合 (1)　麻酔を伴う手術を行った場合　2,947点 (2)　(1)以外の場合　2,718点 ロ　イ以外の場合 (1)　麻酔を伴う手術を行った場合　1,588点 (2)　(1)以外の場合　1,359点 ２　短期滞在手術等基本料３（４泊５日までの場合	区分 Ａ４００　短期滞在手術等基本料 １　短期滞在手術等基本料１（日帰りの場合） （新設） イ　麻酔を伴う手術を行った場合　2,947点 ロ　イ以外の場合　2,718点 （新設） ２　短期滞在手術等基本料３（４泊５日までの場合
キ　Ｋ３１８　鼓膜形成手術　31,981点 （生活療養を受ける場合にあっては、31,907点）	ヤ　Ｋ３１８　鼓膜形成手術　30,571点 （生活療養を受ける場合にあっては、30,497点）

担当；保富